

高松市立小・中学校屋内運動場空調設備設置事業アドバイザー業務委託

提案公募要領

令和7年3月31日

高松市

1 総則

高松市（以下「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下、「PFI法」という。）及び関連法令等に基づき、学校における教育環境向上のため、高松市立小・中学校64校の屋内運動場に空調設備設置及び29校の屋根断熱改修を行い、併せて設置後の維持管理を行う高松市立小・中学校屋内運動場空調設備設置事業（以下、「空調設備設置事業」という。）をPFI事業として実施を予定しています。

本業務は、空調設備設置事業をPFI事業として実施するにあたり、事業費及び事業期間の更なる精査と市内企業の参入を含めた実施方針等の公表・特定事業の選定・募集要項の公表、事業者選定委員会の開催、事業者の選定、事業契約締結等の一連の業務・手続き等に対して、調査検討業務の結果を踏まえて専門的な立場から必要な支援・助言を行うことより、同事業の円滑な実施に寄与することを目的とするアドバイザー業務を委託し、アドバイザー業務委託の受託者の選定にあたり、事業者の能力等を総合的に評価できる公募型プロポーザルを実施します。

2 業務概要

(1) 業務名称

高松市立小・中学校屋内運動場空調設備設置事業アドバイザー業務委託

(2) 事業対象エリア

空調方式：EHP（36校）、GHP及びLPG（28校）（※参考1 一覧表参照）
断熱工法：屋根カバー工法（29校）（※参考1 一覧表参照）

(3) 履行期限

契約締結日から令和8年9月30日（水）まで

(4) 業務契約金額

「42,539,200円（消費税及び地方消費税を含む）」を上限とする

(5) 支払い条件

前金払 有（契約金額の10分の3以内の額）

(6) 業務内容

「高松市立小・中学校屋内運動場空調設備設置事業アドバイザー業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 高松市入札参加資格者名簿（コンサルタント業務等又は物品等）に登載されてい

- る者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (5) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
 - (6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
 - (7) 過去10年間に国又は地方公共団体において、学校教育法第1条で定める学校で空調設備又は施設整備に係るPPP/PFI事業のアドバイザー業務の履行が完了し、契約書の写し及び報告書の概要版等の写しを提出することができる者であること。
 - (8) 4 配置人員の要件を満たす者を配置できること。

4 配置人員の要件

プロポーザルに参加する者は、次の要件を満たす者を配置すること。

(1) 配置人員

業務実施にあたり、業務管理責任者を1名、業務管理者及び業務担当者を1名以上配置すること。なお、業務管理者及び各業務担当者の兼務も可とする。

また、配置される業務管理責任者及び業務管理者については、学校教育法第1条で定める学校におけるPPP/PFI事業の導入可能性調査又はアドバイザー業務（事業者公募・選定支援業務を含むこと。）の実績を有する者を1名以上配置すること。

ア 業務管理責任者条件

業務管理責任者は、企画提案書作成者の組織に属した者を配置した上で、他の担当者が作成した要求水準書・審査基準・様式集・質問回答・事業者選定その他建築技術面等について照査・指導・支援を行い、円滑に業務が進むようにすること。また、3か月以上の雇用関係があること。

イ 業務管理者条件

業務管理者は、建築、電気設備、機械設備、建設コスト管理及び入札契約計画等の各担当業務に精通した者を統括し、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格を有し業務の管理・運営等を行い、円滑に業務が進むようにすること。また、3か月以上の雇用関係があること。なお、業務管理者の所属は協力事務所でも可とする。

ウ 業務担当者条件

業務担当者は、建築、電気設備、機械設備、建設コスト管理及び入札契約計画等の各担当業務に精通した者とすること。また、3か月以上の雇用関係があること。なお、業務担当者の所属は協力事務所でも可とする。

5 提案書等の提出

受託者の選定は、第1次選考（書類選考）及び第2次選考（プレゼンテーション・ヒアリング）により行う。

(1) プロポーザルに係る書類等の交付方法及び期間

ア 交付方法

高松市教育局総務課ホームページからダウンロードにより交付する。

イ 交付期間

令和7年3月31日（月）から令和7年4月11日（金）まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出書類

提出期限までに次の書類を提出すること（「15 提案公募関係日程」及び「16 提出書類等一覧」参照）。なお、提出された書類等は返却しない。

ア 参加意向申請書（様式1号）

イ 会社概要書（様式3号）

ウ 業務実績書（様式4号）

記載する業務については、平成27年4月1日以降の受託実績とし、次の項目について記載すること。

過去10年間に国又は地方公共団体において、学校教育法第1条で定める学校で空調設備又は施設整備に係るPPP/PFI事業のアドバイザー業務の履行が完了し、契約書の写し及び報告書の概要版等の写しを提出することができる者であること。

※案件が複数ある場合は併せて目録を提出すること。また、報告書の概要版については、発注者と守秘義務等の関係で提出が難しい場合には、報告書の目次等、可能な範囲で提出すること。

エ 配置人員の概要（様式5号）

業務実施にあたり、業務管理責任者を1名、業務管理者及び業務担当者を1名以上配置すること。なお、業務管理者及び各業務担当者の兼務も可とする。また、配置される業務管理責任者及び業務管理者については、学校教育法第1条で定める学校におけるPPP/PFI事業の導入可能性調査又はアドバイザー業務（事業者公募・選定支援業務を含むこと。）の実績を有する者を1名以上配置すること。

※資格証明書の写し及び雇用が確認できる書類を添付すること。

オ 誓約書（様式6号）

カ 協力事務所の概要（様式7号）

※協力事務所がある場合は、提出すること。

キ 入札書（様式8号）

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

ク 提案書（様式9号）

- (ア) 用紙サイズはA4判で作成すること。
 図面等細部の説明が必要となる資料はA3判を用いても良い（A3判を用いる場合についてもA4判と同様に1枚と扱う。）。
- (イ) 文字サイズは、10.5ポイント以上で作成すること。
- (ウ) 本公募要領「6 提案書記載要件」に記載の項目全てについて記載すること。
- (エ) 片面印刷で15ページ以内（表紙、目次はページ数に含めない。）とする。
 印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(3) 書類等提出先

ア 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る方法で、期限内必着に限る。）

持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出先

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号市役所10階

高松市教育局総務課 学校施設整備室 担当

(4) 提出部数

提案書のみ8部、それ以外は1部提出すること。

(5) 参加意向申請後の辞退

参加意向申請書等を提出した後に、提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式10号）を提出すること。

(6) 質問の提出

選考書類の内容に関して質問がある場合は、質問書(様式2号)を作成し、次のとおり提出すること。

ア 提出方法

教育局総務課のFAX及び電子メールアドレスに添付ファイルで提出すること。

質問に添付された電子メールの受信を教育局総務課で確認次第、受信した旨を電子メールで返信する。

(教育局総務課のメールアドレス：kyoikusomu@city.takamatsu.lg.jp)

イ 提出期間

令和7年4月 1日（火）午前8時30分から

令和7年4月11日（金）午後5時15分まで

ウ 質問に対する回答

全ての質問に対する回答を随時ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答への問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

質問に対する回答期限

令和7年4月18日（金）までに高松市教育局総務課ホームページに掲載

6 提案書記載要件

提案書には、次の各項目の内容を記載する。

(1) 業務の実施体制の提案

ア 業務実施体制（フロー図等により分かりやすく記載すること。）

(2) 企画の実勢方針の提案

ア 本事業の目的・条件等の理解度が高く、具体的かつ有効な方針を提案する。

イ 要求水準書等の作成について、民間事業者の創意工夫等を提案する。

ウ 民間事業者への参画意向調査を行う手法等を提案する。

エ 事業化に向けた適切な事業実施スケジュールを提案する。

オ その他、上記以外に業務実施に有利な提案を行う。

7 選考方法

選考は、市職員の数名が行い、「17 公募要領関係資料 提案公募選定基準」により契約の相手方となる候補者を選定する。

(1) 第1次選考（書類選考）

各選考員が、選定基準に定めた項目及び配点に基づき評価を行い、評価点合計の上位から、5者以内を選定する。

なお、応募者が5者以内であった場合は、第1次選考を省略する場合がある。

(2) 第1次選考結果の通知

第1次選考結果については、全ての応募者に対し、電話連絡し、郵送等にて書面で通知する。なお、第1次選考通過者に対しては、第2次選考（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施時間・場所等の詳細を併せて通知する。

(3) 第2次選考（プレゼンテーション及びヒアリング等）

各選考員が、第1次選考通過者の提案書等に加え、プレゼンテーション及びヒアリングの結果を踏まえ、選定基準に定めた項目及び配点に基づき評価を行う。

(4) 優先交渉権者の決定

第1次選考及び第2次選考の各選考員の評価点合計が最も高い応募者を選定する。当該評価点合計が最も高い事業者が2者以上ある場合は、第2次選考の「提案内容」項目の評価点数が高い事業者を選定する。第2次選考の「提案内容」の評価点数も同点の場合は、選考員で協議し、決定する。選考は非公開とする。

なお、契約締結の協議の結果、合意に至らなかった場合又は前記3の資格を満たさなくなった場合、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の応募者を優先交渉権者として取り扱う。

(5) 第2次選考結果の通知

第2次選考結果は、全ての第1次選考通過者に対し、郵送にて書面で通知する。

なお、自社の評定の内容については、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、市長に対して説明を求めることができるものとし、市長は、この請求があったときは、「17 公募要領関係資料 参考2「審査結果に係る説明書（回答）」により、回答する。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

第1次選考通過者については、提案書の内容に基づいたプレゼンテーションを行い、選考員がヒアリングを行う。1者あたり3名以内の出席とし、質疑応答とし、所要時間は、1者あたり30分以内（応募者による提案要旨説明約15分、質疑応答約15分）とする。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、プレゼンテーション及びヒアリングの実施内容を変更する場合がある。

9 業務委託契約

(1) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

選定された優先交渉権者と契約の協議を行うものとする。なお、契約の締結が成立しない場合は、次点の者と契約の協議を行うものとする。

(2) 契約の締結

当該業務に係る委託料は、予算の範囲内で定めた額「42,539,200円（消費税及び地方消費税額を含む。）」を上限とし、協議の上、決定する。

(3) 委託料の支払条件

前金払いは、保証事業会社との間に、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3に相当する額以内の額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

完了払いは、本件業務の検収合格後、請求に基づき支払う。

※別添業務委託契約書（案）を参照

(4) 契約保証金について

要する（ただし、契約金額の100分の10以上の額とする。）。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除とすることができる。

10 無効となる参加意向申請書等又は提案書等

参加意向申請書等又は提案書等が次のいずれかに該当する場合には、無効になることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 本要領及び様式に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 提案内容に、様式に定められた場所を除き、提出者が判別できる表記をしたもの
- (6) 選考員に対する働きかけがあったと本市が判断した場合
- (7) 応募資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に本市から指

名停止措置を受けた場合、その他の応募資格及び応募条件の要件を満たさなくなった場合

- (8) 第三者の知的財産権を侵害した場合
- (9) その他本市が不適格と認めた場合

1 1 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。この場合において、本提案公募参加申請者が損害を受けることがあっても、市はその責を負わない。

1 2 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、本市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、契約監理課ホームページを参照

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html

1 3 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務などの履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）

メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアント推進課内高松市公正職務審査会※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表している。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

1.4 その他

- (1) 参加者1名につき1提案とする。
- (2) 参加意向申請書、提案書等の作成・提出、その他このプロポーザルの参加に関し要した経費は、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における参加意向申請書等、提案書等の差替え及び再提出は認めない。また参加意向申請書、提案書等に記載した配置予定の業務管理責任者は、病休、死亡、退職等極めて特別の場合を除き、変更することができない。やむを得ず業務管理責任者を変更する場合には、当初の業務管理責任者と同等以上の能力及び経験を有する者を配置しなければならない。
- (4) 提案書等については、高松市情報公開条例等関係規程に基づき、提案者と提案内容について協議の上、公開される場合がある。提案書等に含まれる第三者の著作権の公表、展示などの使用に関しては、応募者が第三者の承諾を得ておくこと。
- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提出された提案書等の書類は、返却しない。
- (7) 個人情報については、「1.7 公募要領関係資料 参考3（個人情報取扱特記事項）」を遵守し、適正に取り扱うこと。
- (8) 応募者は、この要領に定める諸条件を同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (9) 当該企画提案数が1者のみであった場合でも、選考委員の平均評価点数が第1次選考においては2.4点以上、第2次選考においては6.6点以上の場合には、有効として取り扱うこととする。

1 5 提案公募関係日程

内容	日時	備考
本提案公募の公告	令和7年3月31日(月)	提案公募要領等は、高松市教育局総務課ホームページ上からダウンロード可能。
参加意向申請書等の提出期限	令和7年4月11日(金) 午後5時15分まで	参加意向申請書を提出すること。
提案公募に対する質問期限	令和7年4月11日(金)午後5時15分まで	質問書(様式2号)を利用し、FAX及び電子メールで提出すること。※受信確認のため、市の執務時間中(日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで)に電話連絡すること。 (電話番号 087-839-2612)
提案公募に対する質問回答期限	令和7年4月18日(金)	高松市教育局総務課ホームページに掲載する。
会社概要書等の提出期限	令和7年4月24日(木) 午後5時15分まで	会社概要書及び応募資格に必要な書類(本公募要領「5 提案書等の提出」のうち必要なもの)を提出すること。※書類審査の結果、参加資格を満たさない場合、文書にて通知する。
第1次選考(書類選考)	令和7年5月上旬	評価点合計の上位から、5者以内を選定する。なお、5者以内であった場合は、第1次選考を省略することがある。
第1次選考通過者の決定及び選定結果の通知	令和7年5月上旬	全ての応募者に通知する。
提案書等の提出期限	令和7年5月19日(月) 午後5時15分まで	
第2次選考(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年6月4日(水)	開催時間、場所、留意事項等は別途、1次選考通過者へ通知する。
受託者(優先交渉権)の決定及び選定結果の通知	令和7年6月中旬	全ての1次選考通過者に通知する。
決定者との準備及び調整	結果通知日～契約締結まで	
契約締結	令和7年6月中	決定者との準備及び調整

※参加意向申請書等の提出後に提案を辞退する場合は、参加辞退届(様式10号)を提出すること。

16 提出書類等一覧

・提出方法：持参又は郵送（配達記録が残る方法で期限内必着に限る。）

・提出先：〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号市役所10階

高松市教育局総務課 学校施設整備室 担当

	提出書類	提出部数	提出期限	備考	
①	参加意向申請書 (様式1号)	1部	令和7年4月11日(金)		
②	質問書 (様式2号)	1部	令和7年4月11日(金)		
③	会社概要書 (様式3号)	1部	令和7年4月24日(木)	配置人員の資格証明書の写し及び雇用が確認できる書類を添付すること。	
④	業務実績書 (様式4号)	1部			
⑤	配置人員の概要 (様式5号)	1部			
⑥	誓約書 (様式6号)	1部			
⑦	協力事務所の概要 (様式7号)	1部			協力事務所がある場合は提出すること。
⑧	入札書 (様式8号)	1部			
⑨	提案書 (様式9号)	8部			令和7年5月19日(月)

1 7 公募要領関係資料

「高松市立小・中学校屋内運動場空調設備設置事業アドバイザー業務委託」

- 別添 1 高松市立小・中学校屋内運動場空調設備設置事業アドバイザー業務委託仕様書
- 別添 2 参加意向申請書（様式 1 号）
- 別添 3 質問書（様式 2 号）
- 別添 4 会社概要書（様式 3 号）
- 別添 5 業務実績書（様式 4 号）
- 別添 6 配置人員の概要（様式 5 号）
- 別添 7 誓約書（様式 6 号）
- 別添 8 協力事務所の概要（様式 7 号）
- 別添 9 入札書（様式 8 号）
- 別添 1 0 提案書（様式 9 号）
- 別添 1 1 参加辞退届（様式 1 0 号）
- 別添 1 2 提案公募選定基準
- 別添 1 3 参考 1（一覧表）
- 別添 1 4 参考 2（審査結果に係る説明書（回答））
- 別添 1 5 参考 3（個人情報取扱特記事項）
- 別添 1 6 参考 4（業務委託契約書（案））